

## 第3章 熊本青年師範学校

1920(大正9)年4月の前身である「農業補習学校教員養成所」の開所から1951(昭和26)年3月の閉校までの熊本青年師範学校の31年間の学校史を発足と教育制度拡充期の16年間、戦時下の学校の9年間、戦後の教育改革と学校の6年間の3期に分けて記述する。

### 第1節 発足と教育制度拡充期

我が国の明治以来の教育制度のうち実業教育が国策として推進される中で、「実業補習学校」及び「青年訓練所」の育成充実のために教員養成のための教育機関の設置が急務であった。

実業補習学校制度は1893(明治26)年に発足したもので、初等教育修了者に対して実務に従事させるかたわら、普通教育の補習と農工商の実業に関する教育を与えるものであった。

翌1894(明治27)年6月には「実業教育国庫補助」が制定され増設拡充された。特に第1次世界大戦後は青少年の教育に重点が置かれ、実業補習学校規定も事態に即応すべく改正されて職業教育と公民教育が重視されるようになった<sup>1</sup>。

1890(明治23)年公布の小学校令には小学校の種類として徒弟学校と実業補習学校が挙げられていたが、1893(明治26)年に定められた規定では、尋常小学校卒業生を対象とする速成的かつ程度の低いものであった。本県はこの実業補習学校の設置を各郡に奨励し、1894年に2校、1898(明治31)年には15校が設立された。しかし、普及の程度は不十分で、これらの学校の多くが農業補習学校であり、実業学校として農業学校が設置される以前に程度の低い農業教育が施されていた<sup>2</sup>。

実業補習学校に関する規定は当時の事情に応じた極めて簡単なもので、規制も緩く施設上準拠する点もほとんど明示されていない状態であった。

そのため1920(大正9)年12月に規定が大きく改正され、学校の趣旨、教育課程、内容的設備とこれに関係する専任教員の配置が明示されるなどの整備がなされた<sup>3</sup>。従来は小学校との兼任であった教員をできるだけ専任とする方針が立てられ、道府県は文部省の認可を得て教員養成所を設置することになった。

これを受け熊本県は、1920年3月に県告示第108号として「熊本農業教員養成所規程」を制定し、同年4月に県立熊本農業学校(飽託郡出水村今村)に教員養成所を附設した。

第1回生は各郡市長の推薦を受けた18名で、同年10月21日に入所式を挙行し、翌日から始業を開始した<sup>4</sup>。

翌1921(大正10)年4月には県令第37号をもって諸規程を改正し、名称を「熊本県立農業補習学校教員養成所」に改めた。これは前年10月30日に勅令第521号として「実業補習学校教員養成所令」が、12月に同施行細則が公布されたことを受けたものである。

養成所は補習学校の主任職員の養成を目的とするもので、入学資格者を小学校本科、尋常科正教員の免許を有する者、修業年限1年として毎年1学級40名を募集した。また、職

員設置のための県費助成等が実施されるなど以後教員養成の実をあげていった。県令第37号をもって新たに定められた学則中の主な条文は次のとおりである<sup>5</sup>。

- 第一条 本所ハ農業補習学校教員ヲ養成スルヲ以テ目的トスル
- 第二条 本所ハ熊本県立熊本農業学校ニ設置スル
- 第三条 修業年限ハ一箇年トス
- 第四条 生徒定員四十名以内トス
- 第八条 学科目課程及毎週教授時数ヲ定ムルコト次ノ如シ、但シ実習ノ繁閑ニ応ジテ所定ノ時数ヲ増減スルコトアルベシ  
(学科目) 修身、教育、法制、経済、社会学、博物、土壤肥料、作物、畜産、養蚕、  
牧畜  
(実習実験) 無定時  
(以下略)

その後、1922(大正11)年3月県令第20号及び翌1923(大正12)年3月県令第8号をもって学科課程の一部と入学資格についての規定が改正され、内容の充実が図られた。

1926(大正15)年4月には施設の拡張を行い教室(20坪)を新設した。また、養成所生徒の教育実習に充てるため同月より隣村(飽託郡健軍村)の公民学校を代用附属校に指定、更にこの公民学校の別科として1928(昭和3)年7月に設立した附属高等学校(補習学校修業以上の者を対象に農村経営の根本を教育する学校で、全員寄宿舎生活で修業年限は1年であった)も教育実習の場とした。

一方、1926(大正15)4月、勤労青少年に対する教育機関として「青年訓練所」の省令、規程が公布された。勤労青年の教育機関としては明治以来、実業補習学校制度が農業・水産業部門で教育効果をあげていたが、第1次世界大戦以降の国際情勢等から青年教育の強化拡張が要請されていた。またこの2年前の加藤高明内閣の時代に諮問を受けていた文政審議会は青年教育について次のように答申を行っていた。

二十歳即ち成年に達するまでの青年大衆に対し、その業務の余暇を利用して、之に職業的並びに公民的教育を施す機関を設け、且つ心身鍛錬のため教練を課することを特色とする<sup>6</sup>

青年訓練所の教育内容としては教練(軍事)、普通学科(国・数・歴・地理・理科等)、職業科(農工商業等)があり、修業期間は4年、入所者は16歳から20歳までの男子であった。修了者は、特科兵を除く軍隊の在営期間が概ね半年間短縮される特典もあり、全国で1万5,500校が開設された。青年訓練所の青年教育機関としての実業補習学校との関係について、文部省訓令では次のように述べていた<sup>7</sup>。

青年の心身を鍛錬して健全なる国民、善良なる公民たる資質を涵養するは、我が国内外の情勢に鑑み頗る緊切なるを覚ゆ。然るに現下青年教育の施設は逐次発達の趨勢にありと雖、尚未だ充分ならざるものあり。これ今回青年訓練の制を定め一般青年にたいして適切なる訓練を行なはんとする所以なり。(中略)

其の区域内の公立実業補習学校に在学し且当該学校の課程にして青年訓練所の課程と同等以上なる場合は、当該学校またはこれを以て青年訓練所に充つことを得しめ、また現に学校の在学者も青年訓練所の訓練を受くる者と看做することとなしたるが故に、本施設は寧ろ実業補習教育を補充促進すべきものなり。(以下略)

1928(昭和3)年9月21日の県令第64号により、熊本県立農業補習学校教育養成所の修業年限や生徒数定員などが次のように改められた<sup>5</sup>。

- ・修業年限ハ二ケ年、生徒定員ハ80名以内トスル
- ・学科目課程及教授時数ハ次ノ表ノ通りトスル  
(概要) 二学期制 1年週33時間、2年週32時間  
学科目・修身、国語、公民、歴史、教育、農村社会学、農林数学、農芸化学、作物生理、農業昆虫、実験遺伝、地質学、土壌学、肥料学、農用工学、作物及園芸、植物病理学、畜産学、養蚕、林学、農産製造学、水産、農業経済、農政学、農業地理及郷土地誌、農村衛生学、教練及び体操、武道及競技
- ・実習ハ教育実習、農業実習、水産実習
- ・第二学年二学期ニハ、週13時間ノ専攻科目(5)ヲ履修<sup>8</sup>

当時の養成所は、附設された関係上から所長には熊本農業学校長が就き、職員も専任以外は農業学校の職員の兼務で、学級数1、専任職員2名、兼任17名、生徒数13名(1928年度)で運営された。施設・設備も次第に拡充され、1926(大正15)年度に教室1、1928(昭和3)年度に教室2と職員室1を新築したが、校舎・実習地・教授用具等は農業学校の施設をそのまま供用であった。実習地は、特別会計の小作経営により3,750坪を有していた。

養成所の開所以来10年の教育活動について、熊本大学教育学部・同窓会の『創立百周年記念誌』では次のように述べている<sup>8</sup>。

(生徒教養の状況) 本所の生徒は他日農村教育者として重要な位置につくものであるから、これが訓育については特に農民的精神の培養に努め、農業労働を尊重し、共同自治の精神を涵養し、農事改良に対する態度を養成し、一面においては生徒に対して相当の自由を認め、人格尊重の念を喚起し自重の精神を養成することに留意している。

生徒の学業の進歩は敢えて諸学校と違うことはないが、殊にこの学校の生徒は入学前に多く教職に従事し、且一ケ年或は二ケ年修業の後は直ちに農村に帰り青年処女の指導者たるべき者であるから、短期間における学習と実習について勤勉でその成績も概して良好であった。(以下略)

なお、実習を重視しての教育実践には農業実習と教育実習があり、農業実習では生徒の協同作業や生徒企画の自治活動等で技術の習熟とともに労働尊重の精神の養成が図られた。教育実習では附属公民学校に宿泊しての農村体験の中で補習教育、職業教育、社会教育の体験学習が行われた。卒業後は大多数が補習学校の専任教員となって就職するなど、当該町村の青年層の指導強化に成果をあげた(1920年から1928年までの卒業生数252名中補習学校に着任した者は231名)。

1931(昭和6)年3月17日、昭和3年9月県令第64号以来の学則を変更して、「熊本県立実業補習学校教員養成所」改めた。翌1932(昭和7)年4月には6ヵ年の代用附属指定であった健軍農業公民学校を田迎農業公民学校(飽託郡田迎村、1935年4月1日に田迎青年学校と改称)に移転した。同校は以後1944(昭和19)年までの12年間、代用附属校として教育実践の場となった。

1935(昭和10)年3月勅令第41号で公布された「青年学校令」に基づき文部省令第4号として青年学校規定が制定され、同年4月1日から青年学校制度が発足した。この社会的背景には1931(昭和6)年以降の不況による地方財政の窮迫と国庫補助軽減の目的があり、

青少年の実業教育の合理化のためにも実業補習学校（男女青年対象）と青年訓練所（男子青年対象）の合併が実施されたものである。本県では、1935（昭和10）年9月26日熊本県訓令第55号として「青年学校令及び青年学校規定、制度の趣旨並びに実施上の注意事項」が公布された。その訓令前文では制度の発足について次のように述べていた<sup>9</sup>。

今般、勅令第41号ヲ以テ青年学校令ヲ、文部省令第4号ヲ以テ青年学校規定ヲ制定セラレ、更ニ文部省訓令第2号ヲ以テ該制度制定ノ要旨及施行上ノ注意事項ヲ示サレタリ  
蓋シ、青年学校制度ノ新設ハ時代ノ趨勢ニ鑑ミ、従前ノ実業補習学校及ビ青年訓練所ヲ統合シテ之ヲ単一ノ青年教育ヲ一巻ト為シ、其ノ施設経営ノ努力ヲ一ニ集中シ、以テ我ガ青年教育ノ進展ヲ期セントスル趣旨ニ出ズルモノナリ（以下略）

また、青年学校の本旨に関する事項（設置趣旨）を次のように述べていた<sup>10</sup>。

斯教育ノ本旨ハ従前ノ実業補習学校及ビ青年訓練所ノ特質ヲ融合シテ心身ノ鍛練ト特性ノ涵養ト職業ソノ他實際生活ニ肝要スル智識技能ノ習得ヲ主眼トシテ教授及訓練ヲナシ、以テ健全ナル国民、善良有為ナル公民タルノ素地ヲ育成スルニアリ

また青年学校制度の施行とともに同日付勅令第47号「青年学校教員養成所令」及び文部省令第6号の同規定が公布されたことに伴い、校名が「熊本県立青年学校教員養成所」と改称され、学則も改められた。

県下における青年学校の新発足は、養成所の教育課程等にも影響を与えることとなった。当時の青年学校2校についての設置状況等は次のとおりであった。

#### 一、豊野村（下益城郡）<sup>11</sup>

青年学校の創設・強健な下級兵士の養成がいそがれ、地方の財政負担の軽減とも関連して実業補習学校と青年訓練所が整理統合されて昭和10年4月青年学校が創設された。

小学校修了後の勤労青少年を対象とし、普通科二年・本科五年（女子三年）・研究科一年などがおかれた。普通科には尋常小学校卒業生、本科には普通科修了者・高等小学校卒業生、研究科には本科卒業生を入学させた。科目は、普通科では修身、公民科、普通学科、職業科、訓練（体操科）、女子にはこれに家事、裁縫科が加わる。本科になると男子の訓練は教練となり、女子に新しく訓練（体操科）が加えられた。

豊野村では昭和10年6月1日、南北両青年訓練所が廃止され、南北の中等公民学校は校則を変更して「青年学校」となった。建物の新築工事は昭和11年度におこなわれた。

昭和12年には、（教練用）の銃器として小銃60・機関銃2・瓦斯爆発銃1・銃掃除台1・その他附属品がそなえられたことが村議会議事録に見えている。このあたりに青年学校の性格の一端が良くあらわれている。

#### 二、長洲町（玉名郡）<sup>12</sup>

昭和10年4月開校、二年後の14年から義務化が施行され、小学校卒業後の青少年に対して、普通科2年、本科5年の計7年間戦時体制下の教育と訓練の機会を提供するための制度が確立した。生徒達の服装も軍人に準じ、執銃教練、野外演習等の軍事教育を重視し毎年、連隊司令部（軍）の査閲が行われ、働く青少年のための実習補修機関として出発した。青年学校は緊迫する社会情勢を反映して、軍隊強化の一翼をになっていくことになった。かくして国防と産業と教育の三位一体に青少年勤労者が重要な位置を占め、高度国防国家の建設に立たされた。

## 第2節 戦時下の学校—養成所から師範学校へ

### 1 熊本県立青年学校教員養成所から熊本青年師範学校へ

昭和に入ると、国際関係をはじめ国内の政治経済の趨勢が教育理念や教学思想に与える影響が深まり、教学全般への統制が樹立していった。1935（昭和10）年11月、文政審議会（大正13年4月設置）が廃止され、教学統制の具体的方策を樹立する機関として教学刷新評議会が設けられた。

この評議会は、文部大臣の「我が国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新、振興ヲ図ル方策如何」の諮問に対し、教学刷新の中心機関の設置、実施上の方針、実施事項の3項目について答申を出したが、その冒頭に、「我が教学ハ、源ヲ国体ニ発シ日本精神ヲモツテ核心トシ、コレヲ基トシテ世局ノ進展ニ膺リ、人文ノ発達ニ随ヒ生々不息ノ発展ヲ遂ゲ皇運隆昌ノタメニ渴スヲソノ本義トス」と述べており<sup>13</sup>、以後この答申に基づいた新教育理念の刷新政策が推進された。1931（昭和6）年来の中国大陆における事変、更には太平洋戦争が勃発するとこの理念はより具体的に指示され、学校教育には勤労奉仕作業が課せられた。この教育活動こそ「至誠奉国」「盡忠報国」の教育理念の実践であると強調されたのである。

熊本県立青年学校教員養成所も1935（昭和10）年4月の青年学校の開設とともに、その教員養成の学校としての実をあげることとなった。すなわち、青年学校の「所業および実生活に必要な知識技能をさずけること」を目的とする教養・実技（農業等）・体育（軍事教練）の指導担当ができる教員の育成指導が強化されることとなったのである。

後身である青年師範学校4回生（1945年4月入学生）の1年時の履修教科は「修身・公民・国史国勢・国語・教育学・数学・理科・体操・教練」、職業関係では「耕種・栽培環境・畜産・養蚕・農業土木・農業経済・林産・育種・病虫害・作物」、実習では「農場実習・実験実習」が課せられた。養成所時代においても概ね同様の教科内容であった。

以後の時局の進展に伴い国は、戦争遂行のための教育非常措置を以下のように次々と構じていった<sup>14</sup>。

- ・1938年6月5日 文部省通牒・学徒の集団勤労作業運動の推進
- ・1940年6月 学徒報国隊の結成（1941年8月に文部省訓令により隊組織として強化）
- ・1941年2月8日 文部厚生次官による「青少年学徒の食料飼料増産運動の実施に関する通牒」（この中で動員という戦時語を使用）
- ・1941年11月22日 国民勤労報国協力令公布（国民皆働の食糧増産等）
- ・1943年10月12日 閣議において「教育ニ関スル戦時非常措置方策」決定
- ・1944年8月23日 学徒勤労令・女子挺身勤労令公布
- ・1945年5月22日 戦時教育令公布

教員養成所においても、こうした教育施策の中で学業よりも食糧生産活動の農業実習が推進され、午前中は教科指導、午後は農業実習（耕作・蒔種・除草・施肥・収穫等）や畜産実習の実践的教育活動が行われた。特に教育理念である師弟同行の魂の教育実践は伝統的に引き継がれ、農業教員養成の中核となった。

また、戦中の青年教育に求められた教練（軍事訓練）では、柔道・剣道とともに銃剣術の訓練があり、男子部では多くが有段者となって対外試合等でも好成績をあげている。銃

剣術の訓練では、学校に配属された軍人等からの直接指導を受けた。

1935（昭和10）年4月の熊本県立青年学校教員養成所への改称後、組織等の充実等が次のように実施された<sup>15</sup>。

- ・1938年3月14日 熊本県令第11号により女子部設置（修業年限2年、定員60名）
- ・1938年5月28日 熊本県令第31号により臨時教員養成所設置（修業年限1年）
- ・1938年10月20日 創立20周年記念及び改築落成記念式典
- ・1939年2月11日 所内に「養正塾」新築落成式
- ・1944年3月31日 熊本県立農業学校の附設から独立して校地校舎を新築移転（出水町長溝28番地）
- ・1944年3月31日 代用附属の田迎青年学校を廃止
- ・1944年5月11日 代用附属に熊本市立第三青年学校を指定

戦雲急を告げる1944（昭和19）年4月1日、勅令第109号による師範学校令の改正に伴い、教員養成所は官立に移管され、「熊本青年師範学校」（修業年限3年、1学級定員40名、男子部・女子部）と改称した。

このことは、1943（昭和18）年1月の師範教育の要旨の発表、翌1944（昭和19）年2月の勅令第81号による師範教育令の改正によって根本改革が推進されることとなり、学科課程を専門学校程度に高めるものとなった。

この改正は第二十条において「青年師範学校ハ皇国ノ道ニ則リテ青年学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と定めており、同年3月の文部省令第11号においては次のよう規定されていた<sup>16</sup>。

- 第一条 青年師範学校ニ於テハ教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ師範教育令第二十条ノ本旨ニ基キ左ノ事項ニ留意シテ生徒ヲ教育スベシ
- 一、国体ノ本義ヲ明ニシ教学ノ本義ヲ体得セシメ皇国ノ道ノ先達タル習練ヲ積ミ至誠盡忠ノ精神ニ徹セシムベシ
  - 二、学行ヲ一体トシ心身ヲ習練セシメ青年錬成ノ重キニ任ズベキ徳操識見及實際的指導力ヲ体得セシムベシ
  - 三、文武一如ノ精神ニ基キ修文鍊武質実剛健ノ風ヲ振励シ礼節ヲ尚ビ責任ヲ重ンジ勤勞力行ニ徹スル氣風ヲ作興スベシ

また、官立移行の諸問題について前年度には、全国青年学校教員養成所同窓会連盟においても緊急協議が行われ、制度改革に対する具体的研究（養成所の昇格問題、師範学校併設への反論、教員配置等）が実施された<sup>17</sup>。

## 2 戦時下の学生たち

### (1) 学徒動員

太平洋戦争が始まった1941（昭和16）年12月以降、学生・生徒たちは学業を中止して勤労奉仕活動に従事した。本校では農村動員（県下各地で宿泊して農作業を手伝う勤労奉仕）が中心であったが、そのほか以下のような活動記録が見られる。

- ・菊池勤王農兵隊（1945年4月結成、合宿しての規律訓練と食糧増産活動、12～13歳を対象に全县で約1,000名）の指導者として参加。県の土木事業（道路・湖沼の造成点検、測量設計、

灌漑工事等：天草・葦北郡等）に嘱託として奉仕。学生機甲訓練（市内専門学校生対象・各学校10名選抜・自動車操縦訓練）<sup>18</sup>

・満州国建設勤勞奉仕（1940年5～7月：北満州開拓移住地の熊本村を訪問し奉仕活動。1941年5～8月：黒龍江省東陽村開拓団を訪問し開拓事務等の奉仕活動）<sup>19</sup>

・工場動員（女子部1・2回生、名古屋市「三菱航空機製作所」）

1944（昭和19）年12月に2年生、翌年1月に1年生は、それぞれ熊本市藤崎八幡宮で壮行会・祈願式を挙げて出発、満員列車で現地名古屋市に到着。宿舎は駅近くの元料亭の万梅寮、勤務は事務関係で、場所は空襲のために分散され本校の学生は栄町の松阪百貨店8階。その後連日の空襲から避難して安城市の寺院に移動。工場の機能の低下もあって、2年生は1945（昭和20）年3月卒業を前に帰校。1年生も8月5日に動員を終結して帰校。<sup>20</sup>

特に、女子部の名古屋工業地帯での勤労働員は、日々の空襲と食糧事情に耐え忍ぶ窮乏生活であった。出発にあたっては「遺髪」を我が家に送付しての参加であったことなど、戦中の悲惨な現実が語られている。

また、在校生の食糧増産のための農村への勤労働員や軍事施設等での活動は、教育の体験学習としての実績はあったが、交通事情や食糧事情が悪化する社会不安の中での教育活動であった。

## （2）軍隊への入隊

1943（昭和18）年9月に徴兵令の在学徴集延期措置（在学中は23歳まで兵役免除）がとられたが、戦争の激化により翌10月には「在学徴集延期臨時特例」が公布され、大学・専門学校在学中の20歳以上の文科系学生（教員と理工系を除く）に召集令状が出された。同月21日には、学徒出陣の名のもとに東京・明治神宮外苑競技場で「出陣学徒壮行会」が举行されている。更に12月には徴兵年齢が19歳に引き下げられ、終戦までに10万人以上の学徒が軍隊に入隊動員された。本校での軍隊への各人の入隊状況には次のような例が見られる。

### ①召集の場合

・1945（昭和20）年5月に徴兵検査、7月に2名が鹿児島・知覧飛行場基地へ。7月に小倉の陸軍高射砲隊へ。7月に熊本の陸軍十六部隊へ。7月に佐世保の海軍基地へ。<sup>21</sup>

### ②志願による入隊の場合

徴兵延期の撤廃により、在学中の学生・生徒が陸海軍の士官候補養成機関（陸軍特別甲種幹部候補生・予備士官学校、特別操縦見習士官、海軍飛行専修予備学生等）に志願することになった。

本校では、1944（昭和19）年7月に陸軍特別操縦見習士官に5名合格して埼玉県の熊谷飛行学校の軽井沢教育隊に入隊。同年9月に久留米第一陸軍予備士官学校に入校。1945年1月に陸軍特別甲種幹部候補生に合格し千葉・松戸の陸軍工兵学校に入校、同年5月1日に熊本予備士官学校に特別甲種幹部候補生として入隊後、岡山・津山陸軍士官学校に入校<sup>22</sup>。

## （3）体験学習

### ①宿泊をともなう研修

・1941（昭和16）年3月に女子部2回生が菊池伝習農場で野菜栽培、馬耕訓練。1943（昭和18）年8月に男子部1回生が佐世保軍港において駆逐艦に乗船し艦内訓練。

## ②本校の学生寮

- ・1939(昭和14)年竣工の養成塾、1942(昭和17)年竣工の託麻寮、1945(昭和20)年設置の白山寮における集団宿泊訓練<sup>23</sup>。

## (4) 空襲

本県における米軍の空襲は、1944(昭和19)年11月21日の熊本市花園町への500キロ爆弾の投下が始まりである。以後翌年から終戦まで、県下各地の市町村の工場や住宅地は空爆と機銃掃射におびえる日々が続いた。

本校の被爆は、県下最大の焼夷弾投下により熊本市街地の大半が焼失した1945(昭和20)年7月1～2日の大空襲と8月10日の米軍戦闘機等による機銃掃射による被害がある。

7月1日夕刻からの熊本大空襲の折、本校では臨時教員養成科男子学生の校内合宿訓練を実施中であった。全員が被弾した校舎施設等の消火活動にあたって火災防止に活躍し、女子寮の学生と職員を含めた全員が無事に2日の朝を迎えた。

8月10日正午頃の米軍グラマン戦闘機等による学校一帯の建造物への機銃掃射では、農場で作業中の学生等には被害がなかったが、校舎内にいた男子生徒1名が被弾し、救急病院に搬送され手当を受けた。

8月9日の長崎への原爆投下では、校庭から多くの学生たちが原爆雲を金峰山左側に遠望して、新型爆弾の投下に不安と心配を語り合った。

また、職員・学生の中には、自宅等の被災や交通機関の不通のため自宅との連絡がとれない者もあり、戦争末期には悲惨な戦災の状況を見聞することが多かった<sup>23</sup>。

## (5) そのほかの戦中の学生生活

1945(昭和20)年4月入学の学生たちの生活の様子を見てみると、通学に関して遠隔地の学生は市内の親戚知人宅や下宿・女子寮を利用した。国鉄・私鉄の通学乗車券を使用していたが、列車ダイヤ等の混乱が多かった。

服装では、男子は入学前の中等学校制服とカーキ色(国防色と称した)の戦闘帽、履物は地下足袋が主で、カバンは布製の手作り、教材教具は不足していた。女子は着物生地の子供服に下駄か地下足袋姿、防空頭巾と救急袋を常時携帯していた。

持ち物として腕時計は、高価なものより堅牢な品物が好まれた。万年筆は貴重品で、学習用の辞書・書籍・ノート等極めて不足していた。

昼食の弁当は食糧の窮乏がひどく持参困難で、学校畑で収穫した甘薯を煮たきして供給したほか、収穫した野菜類、南瓜・甘薯・豆類等の配給分配でのいだ。

余暇の過ごし方としては、学校近くの江津湖での水遊びか市内の散策程度がわずかに許されるものであった<sup>24</sup>。

---

## 第3節 戦後の教育改革と学校

---

1945(昭和20)年8月15日、戦争終結の詔書が発表された。学生も職員も夏期休暇中であつたが、交通機関の混乱の中を登校したところ、運動場等では軍事教練関係の物品(武道着や銃剣術の道具等)、書籍・書類等が焼却されていた。

空襲の警報もなく平穏な街中の雰囲気であつたが、将来への不安と日々の生活難には虚



脱したものが感じられた。

文部省は同日、訓令第5号「終戦ニ関スル件」を発し各地方長官に対して教学の再建を要望、9月15日には「新日本建設ノ教育方針」を発表し戦時教育体制の終止を通知した。

以後、学徒勤労働員令の解除、戦時教育令の廃止、学徒軍事教育及び戦時体練並びに学校防空関係廃止の訓令、更に銃剣道及び教練、武道の禁止等が訓令として通知された。

連合国軍による占領政策の大要は、この年の10月から12月にかけて日本政府に指令が出されている。教育関係では、10月22日GHQ指令「日本教育制度ニ対スル管理政策」(教育内容、教育機関関係者・教職員等、教育課程の技術的内容)があり、教職員等の教職適確審査制度の実施、神道による教育の排除、修身・日本歴史・地理学習の停止が指示された。

10月2日の連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の東京設置と占領政策の施行、そして10月5日の熊本市への進駐まで県市町村の行政全般の混乱も見られたが、県は文部省等訓令を受けて、「復員学徒、軍隊諸学校の出身者・生徒等の学校復帰並に編入学実施要領」「銃剣道、教練の廃止」「青年団体の設置要領」等を公布した<sup>25</sup>。

本校では、青年学校の存続等に疑問があることから教員養成機関としての将来は…と苦慮する学生たちがいたが、教育行政(文部省)からの具体的指示と指導が不明のままの日々が続いた。

翌1946(昭和21)年3月、下記の例に見るように女子部2回生と臨時教員養成所8回生はそれぞれ卒業して県下の青年学校の教諭・助教諭として赴任、また、兵役に従事していた同窓生も前任校に帰任若しくは所属学年に復帰した<sup>26</sup>。一方、1938(昭和13)年度に設置され、8回の卒業生を送り出した県立青年学校教員臨時養成所(修行年限1年)は廃止された。

- ①陸軍特別甲種幹部候補生として松戸陸軍工兵学校に入校。入校まで3ヶ月、葦北郡吉尾青年学校に勤務。久留米予備士官学校所属、終戦で9月25日帰郷。前任校の吉尾青年学校に復職する(師範男・1回生 葦北町)
- ②昭和21年4月 宇城教育事務所管内の豊野村立豊野青年学校助教諭として赴任。普通科・本科の二科制、生徒数約100名教職員9名、教科担任制の授業を担当する。(養成所男・8回生 宇城市)

1947(昭和22)年4月、教育制度の改革により「六・三・三・四」の新学校制度が発足したことにより「青年学校」の制度は廃止された。勤労青少年に対する職業教育はその後社会教育の分野である「青年学級」として法制化され、1953(昭和28)年8月に「青年学級振興法」が制定公布された。

制度の廃止決定により県下の青年学校に所属していた職員等は、残務整理の校務とともに新制中学校の開校準備にあたるなど、新しい教育の体制づくりにあたった。

本校では1947(昭和22)年10月に教育実習学校として熊本市立出水中学校(県立商業学校内の校舎)を指定し、男子部4回生及び女子部3回生が教育実習を行い中学校教諭への道を設定した。また、卒業までに各学生の出身郡市の中学校に依頼して地方教育実習も実施した。

この教育実習の指導担当教科については、本校の教科履修科目の主なもの男子部は農業科、女子部は家庭科であったためこの科目に集中した。しかし、農業関係学校以外の普通中等学校出身者はそれぞれ他の教科を選定し、教材研究等の指導を受けた上で授業を担当するなどして実習の内容を充実させた。

学制の改革に伴い教員養成機関がどのような形態をとるか、それが具体的になるのは1949(昭和24)年の「教育職員免許法」の公布以後である。このことは我が国の教員養成にとって、画期的な意義(第1に教員養成機関が大学に昇格したこと、第2に免許状の授与権が文部省から都道府県教育委員会の権限となり、学識に対する証明の責任が大学となったこと)を持つこととなった<sup>27</sup>。

1950(昭和25)年5月、この免許法が施行されるにあたり、本校卒業生は新免許状の申請では農業科・家庭科以外の教科も取得することができた。

これより前の1948(昭和23)年6月、文部省は国立大学設置11原則を発表した。翌1949(昭和24)年5月31日の法律第150号「国立大学設置法」公布により熊本総合大学の開校が決定し、9月1日に国立熊本大学第1回入学式が挙行された。

本校は、この年の6月1日付で「熊本大学熊本青年師範学校」と改称し、翌1950(昭和25)年3月4日に創立30周年記念式典を挙行するとともに、永年勤続者及び功労者を表彰した。

そして1951(昭和26)年2月19日、本校の閉校式を行い、3月31日に熊本大学教育学部に校地校舎を移管した。こうして熊本農業教員養成所設立以来の31年間に約1,500名の卒業生を送り出した本校は、勤労青年教育のための教員養成機関の歴史を閉じた。

本校が大正から昭和初期までの青年学校教員養成所等の教育指針と伝統受け継ぎ、青年師範学校となって7年間であったが、青年教育の教員養成機関として本県教育界には果たしたことは意義があったといわれ、『熊本県史 近代編』には次のように記載されている<sup>28</sup>。

(熊本青年師範学校は)終戦近くになって官立になったために、その校舎設備を充実し、教授陣を強化することができず、所期の目的を果たす機会に恵まれなかった。

しかし、勤労青年に教育の機会をあたえ、実地の生活をつうじて職業教育を行うという考え方と態度が、強い意志としてこの学校の卒業生にうえつけられたことは、記憶されるべきことである。

本校の開所から閉校までの卒業生の総数は1,497名で、内訳は次のとおりである<sup>29</sup>。

- ・熊本農業教員養成所 16名
- ・農業補修学校教員養成所 292名
- ・実業補修学校教員養成所 93名
- ・青年学校教員養成所男子部 239名、同女子部 138名
- ・青年学校教員養成所(臨時教員養成科) 112名
- ・青年師範学校男子部 257名、同女子部 175名
- ・青年師範学校臨時教員養成科 175名

## 注

- 1 松下丈夫『近代日本教育史』(明治図書出版、1949年)162~163ページ
- 2 『熊本県史 近代編第二』(熊本県、1962年)655~656ページ
- 3 『熊本県教育史 下巻』(熊本県教育会、1931年)956ページ
- 4 『熊農百年史』(熊本県立農業高等学校「南園会」、1998年)172ページ
- 5 『創立百周年記念誌』(熊本大学教育学部・同窓会、1974年)119・196~197ページ

- 6 前掲『近代日本教育史』245ページ
- 7 前掲『熊本県教育史 下巻』1093～1094ページ
- 8 前掲『創立百周年記念誌』199ページ
- 9 『新熊本市史 史料編第七巻 近代Ⅱ』（熊本市、1999年）877～878ページ
- 10 『熊本県史 近代編第四』（熊本県、1963年）498～499ページ
- 11 『豊野村史』（豊野村、1991年）502～503ページ
- 12 『長洲町教育沿革誌』（長洲町教育委員会、1966年）32ページ
- 13 前掲『近代日本教育史』253ページ
- 14 『大日本青少年団史』（日本青年館、1970年）624～626・897ページ
- 15 前掲『創立百周年記念誌』190ページ
- 16 前掲『創立百周年記念誌』206～207ページ
- 17 「官立移行資料（1）」（教育学部同窓会事務局保管、1943年）、「同（2）」（1943年）
- 18 面接 師範男・3回生・天草市（2011年7月29日）、同山鹿市（2011年7月26日）、書簡 師範男・2回生・八代市（2011年8月7日）、同1回生・五和町（2011年8月7日）
- 19 森川渡『熊本青年師範学校史』（熊本日日新聞情報文化センター、1991年）養成所16年卒・男・熊本市（123ページ）、養成所17年卒・男・熊本市（133ページ）
- 20 前掲『熊本青年師範学校史』師範女・2回生・宮原町（156ページ）、書簡 師範女・2回生・熊本市（2011年7月9日）、同伊集院町（2011年7月11日）、同1回生・荒尾市（2011年7月11日）、面接 師範女・1回生・荒尾市（2011年9月9日）、書簡 師範女・2回生・宮原町（2011年9月30日）
- 21 『江津の詩』昭和23年3月卒（師範4回生）同級会事務局、1996年）7・33・34ページ
- 22 面接 師範男・1回生・熊本市（2011年7月28日）、書簡 師範男・1回生・熊本市（2011年7月12日）、同2回生・八代市（2011年8月7日）、同1回生・玉名市（2011年8月10日）、前掲『熊本青年師範学校史』師範男・3回生・あさぎり町（173ページ）
- 23 前掲『熊本青年師範学校史』養成所17年卒・女・玉名市（138ページ）、師範男・1回生・熊本市（144ページ）、養成所19年卒・女・熊本市（150ページ）
- 24 前掲『江津の詩』（空襲）1・15・22・27・36・38・39ページ。同（生活）58ページ
- 25 『熊本県教育行政史 第一巻（一）』（熊本県教育委員会、1993年）3～8ページ
- 26 前掲『熊本青年師範学校史』146～147ページ、書簡 養成所男・第8回・宇城市（2011年8月20日）
- 27 『熊本県史 現代編』（熊本県、1964年）646ページ
- 28 『熊本県史 近代編第四』（熊本県、1963年）495ページ
- 29 「同窓会名簿」（熊本大学教育学部同窓会、2011年）103～115ページ